平成２３年（フ）第４３５１号
大阪府東大阪市岩田町１丁目17番９号　テラスハウス西―２
債務者　仁木　公明
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９０号
大阪市東住吉区中野１丁目１番11号
債務者　實操　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３５号
大阪市西淀川区福町２丁目３番35号
債務者　瀧本　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４３号
大阪府東大阪市中石切町４丁目12番21号
債務者　吉井内装こと　吉井　信一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４７号
大阪市北区錦町３―12アウロラビル３階　株式会社キュービックシステム内、住民票上の住所大阪市東淀川区東中島１丁目14番30―209号
債務者　森田珂代美
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４６５号
大阪府大阪市東住吉区住道矢田３丁目６番７―170号
債務者　岡本　貞雄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９４号
大阪市淀川区十八条２丁目16番46―109号
債務者　Ａ２ＳＴＡＧＥこと　松﨑　幸恵
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５９０号
大阪府茨木市豊川５丁目１番１―406号
債務者　宮本フデ子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９６８号
大阪府枚方市中宮北町１番25―106号
債務者　鮫島　　衛
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８５号
大阪府枚方市星丘２丁目42番10号
債務者　小合　正伸
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９３号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ４―604号
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３５号
大阪府東大阪市若江南町２丁目６番13号　ミラーハイツⅡ　110号
債務者　小林　景子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１３９号
大阪市生野区巽東２丁目２番３号
債務者　永山久美子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４９号
大阪府八尾市東太子１丁目７番20号
債務者　立田　和雄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１５４号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目５番９号
債務者　橋本　和典
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１５８号
大阪市生野区巽南２丁目11番29号　喫茶道
債務者　山下　紀枝
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６号
岡山県倉敷市水島西千鳥町３番22―402号　市営水島駅前団地
債務者　川田　佳世
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
広島県福山市西深津町３丁目３番45―306号、旧住所広島県福山市坪生町１丁目44番６号
債務者　藤原　理絵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係